

令和7年3月28日制定

1 本登録制度の目的

本制度は、当協会会員企業を退職した方が有するビルメンテナンスに関する豊富な知識や経験を、当協会等が開催する研修会等の講師として活かしていただくことにより、ビルメンテナンス事業の将来にわたる発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

2 登録の対象者

研修会等の講師として、積極的に参加する意思を有する個人で、次の各号に掲げる条件を満たす方を対象とする。

- (1) 定年などにより当協会会員企業を退職した方
- (2) 公益財団法人全国ビルメンテナンス協会の登録講師等である方
- (3) 原則として75歳未満で、心身とも健全な方

ただし、会長が特に有為な人材と認めた方については、(2)の登録講師等でない方も登録の対象とする。

3 登録申請方法等

- (1) 本登録制度へ登録を希望される方は、登録申請書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、当協会事務局へ提出する。
- (2) 本登録制度への登録申請があった場合については、事務局において登録要件を審査し、会長の承認を得たうえで本制度に登録する。
- (3) 登録にあたっての講師の名称は、「一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会 シニア講師（以下「シニア講師」という。）」とする。
- (4) 登録後、速やかに本人宛に登録証の発送をもって通知する。

4 登録期間

- (1) 登録期間は5年間とし、登録者の意思に基づいて登録を更新する。
- (2) 登録期間に関わらず、登録者は登録の辞退を申し出ることができる。
- (3) 登録者から更新の申し出がない場合は、登録期間満了をもって終了する。

5 登録解除

当協会は、登録者が次に掲げる事由に該当する場合は、登録を解除することができる。

- (1) 身体又は精神の故障によって、職務を遂行することが困難であると認められる場合
- (2) シニア講師としての信用を著しく失墜したと認められる場合

6 対象となる研修等

- (1) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会主催研修会等
- (2) 当協会主催研修会等
- (3) その他ビルメンテナンス業の発展に寄与する研修会等

7 シニア講師の選定及び紹介

- (1) 前項(1)は、研修主催者が登録者から指名するものとし、研修日程等の連絡調整は研修主催者と登録者間で行う。
- (2) 前項(2)は、当協会が登録者から適任者を選定し、事務局において研修日程等の調整を登録者で行う。
- (3) 前項(3)は、研修主催者から当協会へ紹介の依頼を受け、当協会において登録者から適任者を選定し研修主催者へ紹介する。その後の研修日程等の連絡調整は研修主催者と登録者間で行う。

8 報酬及び旅費

シニア講師の報酬及び旅費等は研修主催者が負担する。

9 事務局

本登録制度の運用に関する事務は、当協会事務局において行う。

10 その他

この要領の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。